

ウクライナ戦争の政治的エンドステイト（終末態勢）

樋 口 譲 次

ウクライナ戦争の終末に向けた動きは、短期で終わるより長期化するとの見通しの方が強い。それは、数か月を要するかもしれないし、数年続くかもしれない。

というのも、ウクライナ戦争の背景には、主権・領土問題や民族問題といった解決の難しい問題が横たわっているからだ。

2014年のロシアによるクリミア併合については、国際連合（国連）やウクライナ、そして日本を含む西側諸国などが主権・領土の一体性やウクライナ憲法違反などを理由としてこれを認めず、国際的な承認を得られていない。

つまり、クリミアは、依然としてウクライナの領土と見なされており、日本の北方領土と同様に、ロシアの併合は占有権限がないのに領土を占有する「不法占拠」に該当する。

ウクライナ東部のドンバス地方にあるドネツク州とルガンスク州の2州では、親ロシア派武装勢力（その実態はロシア軍）が分離独立を求めてウクライナ政府と戦っているが、その間はいくまでウクライナの内政問題という位置付けである。

ロシアのプーチン大統領は、ドネツク、ルガンスクの2州で親ロシア派武装勢力が実効支配する地域を「独立国家」として一方的に承認した。しかし「独立承認」によるロシアの介入は明らかにウクライナに対する内政干渉であり、主権を侵害する行為である。

国連のグテレス事務総長も、「ロシアの決定は、ウクライナの領土保全と主権の侵害になり、国連憲章の原則に矛盾する」と非難している。

そこで、改めてロシアのウクライナ侵攻におけるプーチン大統領の要求を確認すると、以下の3項目に要約される。

- ①ウクライナ東部の親ロシア派住民を保護すること。そのため、ドネツク州とルガンスク州2州の独立を承認すること
- ②ウクライナの「非軍事化」、すなわちウクライナの NATO 加盟を阻止するとともに、NATO の軍事力をウクライナ国内に配備しないこと
- ③クリミアのロシアへの帰属を承認すること

①について、2014年のクリミア併合と同じ頃に激化したウクライナ東部の紛争では、ウ

ウクライナ政府軍と親ロシア派武装勢力双方の交戦が激しくなり、ウクライナ、ロシア、欧州安全保障協力機構 (OSCE) の3者は、親露派支配地域に高度な自治を認めた「特別な地位」を与えることを柱として停戦・政治解決を目指す「ミンスク合意」をまとめた。

その概要は、下記 (【解説】「ミンスク合意 (2019年9月)」) の通りである。

【解説】 ミンスク合意 (2019年9月)

ミンスク合意は、次の項目からなる。

①双方による武器の即時使用停止、②武器の使用停止を欧州安全保障協力機構 (OSCE) が監視、③ドネツク及びルハンスク州の特別な地位 (自治権の付与) に関する法律を採択、④ウクライナとロシアの間に安全地帯を設置し、OSCE が監視、⑤全捕虜の即時解放、⑥ドネツク及びルハンスク州事案に関連する起訴・科刑を禁止、⑦包括的な全国民的対話の継続、⑧ドンバスにおける人道状況改善施策の実施、⑨ドネツク及びルハンスク州の前倒し選挙の実施、⑩ウクライナ領内の不法武装勢力・戦闘員・傭兵の撤退、⑪ドンバスの経済復興及び社会生活再建の計画立案、⑫本協議参加者の個人の安全を保証。(括弧は筆者付記)

<出典>令和3年版『防衛白書』

しかし、「ミンスク合意」に定められた規定の多くにおいて、双方の違反や解決に向けての進捗が見られない状況が続いてきた。

特に、ロシアの2月21日の独立承認と22日の「平和維持」を名目にしたロシア軍の派遣決定は、明らかな合意違反である。

前述の通り、ウクライナ東部は、ロシア系住民が多く、また、親露派がロシアの支援を得て「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」という自称国家を名乗り、ウクライナ政府軍との争いが続いてきた。

2014年4月以降、死亡者は1万人を超えたとされる。ウクライナにとっては、長年苦しめられた厄介な問題であり、解決の促進が望まれよう。

そこでこの際、ドネツク州とルガンスク州に「特別な地位」を認め、「包括的な全国民的対話の継続」を規定した「ミンスク合意」には2州の帰属を民意に委ねる姿勢もうかがえることから、それに関する住民投票を実施することは、有力な選択肢である。

2州の帰属を住民投票に委ねることで停戦し、停戦間に住民投票を実施して帰属問題に決着を付けるという手順について合意できれば、講和条約締結への展望が開ける可能性がある。

②について、ウクライナは、ロシアとの停戦交渉において、欧州連合 (EU) への加盟方

針を維持するとした一方、ロシアの要求通りに NATO 加盟を断念するという提案を行った。

それにより、ウクライナは、EU加盟で経済的に西欧陣営の一員となることができる。

また、安全保障・防衛については、NATO 加盟を果たせなくても、今般の戦争を機に、米
国 NATO や G7、それ以外の国からの軍事支援が見込めることから、一定の安全保障を確
保できる可能性がある。

③に係わる 2014 年のウクライナ危機は、米欧とロシアとの関係が急速に悪化する切っ掛
けとなった重大事案であり、以降、ロシアは主要 7 개국首脳会議（G7 サミット）への参加
資格停止や経済制裁など、対外的に厳しい状況におかれている。

本問題は、ロシアがハイブリッド戦によってウクライナの主権・領土を侵害した「独自の
主張に基づく力による現状変更の試み」である。

その行為は、欧州のみならずアジアを含むグローバルな「普遍的価値やルールに基づく既
存の国際秩序」の根幹を揺るがし、かつ、明白な国際法違反であり、そのような基本原則か
らの逸脱は断じて許容できるものではない。

日米欧は、ウクライナと連帯し、NATO や G7 を始めとする国際社会と結束して既存の国
際秩序を守り抜く覚悟を示している。

それは今や、米中・米露対立に見られる「民主主義対専制・強権主義」という冷戦構造的
な対立に発展しており、解決に長期間を要する問題として不安定な状態が続くことになろ
う。

まず、ウクライナ戦争の政治的エンドステイト（終末態勢）は、ウクライナ軍が侵入し
たロシア軍を国外に完全に排除できるかどうか、あるいはその程度によって大きく左右さ
れる。

その帰趨の中で、ドネツク州とルガンスク州 2 州の帰属を問う住民投票及びウクライナ
の NATO 非加盟と EU 加盟によって戦争終結の可能性が高まる一方、クリミア半島の帰
属問題は、日米欧とロシアとの根本的対立の原因の一つであることから、その解決には長
い時間を要することになる。

他方、国際社会は、ウクライナ戦争における「ブチャ」の悲劇に代表されるロシアの戦
争犯罪に対する追及の手を緩めてはならない。

本問題については、すでにウクライナをはじめとする関係国や国連あるいは国際司法機
関において調査が始まっており、戦争が終結次第、プーチン大統領やロシア軍の責任を問う
本格的な追及に着手されることになろう。

わが国も、ウクライナや欧米と緊密に連携し、文民保護条約や国際人道法違反に対して断

固とした姿勢を示さなければならない。

いずれにしても、ウクライナ戦争は、様々なレベルの 2 国間・多国間会談を開いたことで終わらせることはできず、結局、ロシアが終結の決定を下すまで続くことになるろう。

プーチン大統領が終結を決め、停戦が実現し、重大な政治的合意が成立する可能性があった段階ではじめて終戦を迎えることとなるだろう。

それまで、西側諸国が結束を維持し、ウクライナへの絶えることのない強力な支援を惜しまないことが重要である。